

2022年度 公共工事の諸課題に関する意見交換会 (北陸地方整備局)

日 時：2023年3月9日(木) 13:30～

場 所：白山会館 2階 「大明」

<北陸地方整備局の出席者>

企画部長	池田 裕二		
技術調整管理官	田村 利晶	技術開発調整官	石田 和典
建設業適正契約推進官	高橋 直樹	河川情報管理官	大熊 義史
道路情報管理官	長田 英和	官庁施設管理官	小岩井康臣
技術管理課長	猿子 求	建設専門官	工藤 大輔

(敬称略)



■冒頭挨拶

(北陸地方整備局：池田企画部長)

北陸地方整備局企画部長の池田です。

本日は皆様方ご多忙の中、岡田支部長はじめ、日本建設業連合会北陸支部幹部の皆様方にお集まりいただきまして有難うございます。また、常日頃より北陸地方整備局の事業執行をはじめ、国土交通行政の推進にあたりまして、格別のご理解とご協力を賜り、改めてこの場を借りてお礼申し上げます。

さて、今年度は北陸管内でも大きな災害がありました。6月には石川県能登地方で地震が発生し、8月の大雨では新潟県内の荒川、阿賀野川、そして石川県の手取川、梯川流域で氾濫、浸水、土砂流出、道路の通行止め等が発生しています。さらには12月には豪雪があり、これに対応した通行止めを伴う集中除雪や乗員保護活動を行ったところでした。災害時の対応につきましては、日建連北陸支部とも災害応急対策業務に関する協定を締結しており、今後、万一大きな災害が発生した場合には、皆様方を頼りにさせていただくこととなりますので、改めてよろしく願いいたします。

昨年12月に令和4年度の第2次補正予算が成立し、北陸地方整備局には約1,372億円が配分されたところです。日建連の皆様方、また自治体や関係各位の支援を得て、必要な予算が確保できたと思っております。引き続き、この予算を必要なインフラ整備に執行していくことにつきましては、我々と皆様方が協力して、適切、確実に進めていくことが重要な使命だと思っております。さらには来年度の当初予算も必要な額を確保し、希望が持てる着実なインフラの整備や管理が進められるよう、引き続き取り組んでまいりたいと思っておりますので、皆様方にも引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

事業執行のためには建設業における担い手確保、そのための働き方改革は非常に重要な課題となっています。令和5年3月から適用する設計労務単価が2月14日に発表され、11年連続の引き上げとなっています。全国平均で5.2パーセントの引き上げとなっており、平成24年度と比べると65.5%の引き上げとなったところです。この労務単価の引き上げが今後の賃上げを後押しし、その賃上げされた結果が労務費調査に反映され、さらに次年度設計労務単価の引き上げにつながるという良い循環となることを期待しております。

また、週休2日に関しても、令和5年度は長時間労働を解消するための重要な取り組みを行うこととなります。北陸地方の公共発注機関の方々と連携しまして、週休2日に必要な工期の確保に積極的に取り組んでいきたいと思っております。

また、生産性向上、人材確保の重要なパーツでありますDXですが、令和5年は建設分野のDXによる変革を一層加速させるDX躍進の年という名前をつけています。リモートでの臨場や検査、書類の電子化などに取り組んでまいりますので、引き続き、DXの推進に関して現場からご意見いただきたいと思っております。こういった課題に対応すべく、本日は有意義な意見交換会となりますことを祈念いたしまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。



(日本建設業連合会北陸支部：岡田支部長)

日建連北陸支部長の岡田でございます。今日は、意見交換会の開催に当たりまして、年度末を控えた大変お忙しい中、池田企画部長様をはじめ、各部から幹部の皆様にご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、日頃から、北陸地方建設事業推進協議会等を通じ、官民相互の連携と建設事業の効率的な推進にご尽力いただきまして誠に有難うございます。

加えて、今般の11年連続での公共工事設計労務単価引き上げにつきましては、中長期的な視点に立った担い手確保につながるものと受け止めており、建設業界といたしまして感謝申し上げます。

12月2日に2022年度補正予算が成立し、『防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保』のための予算が計上されたところです。また、2023年度当初予算につきましても、2月28日に衆議院を通過し、現在、参議院において審議中ではありますが、補正予算と併せて『防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策』が進められることとなっております。私ども建設業界といたしましても切れ目のない公共事業執行に引き続き確実に対応して参る所存です。

整備局様におかれましては、引き続き、安定的かつ持続的な公共事業予算の確保・拡大にご尽力いただきますようお願いいたします。

北陸地整管内では、これまでも大きな自然災害に見舞われてきており、昨年8月には記録的な大雨により、新潟県、石川県で甚大な被害が発生したところです。

国民の皆様が、安全で安心して生活ができる社会の基盤整備と災害に強い地域づくりを推進していただきますよう、強くお願いいたしますとともに、我々建設業界といたしましても、激甚化・頻発化する気象災害への対応や、国民の暮らしと経済を支える社会基盤の整備、維持・管理に資する事業活動を通しまして、力を尽くす所存でございます。

私ども日建連におきましても、政府による積極的な施策のもと、建設事業の着実な遂行に加え、「働き方改革」と「生産性向上」を強力に推進し、担い手の世代交代に確固たる道筋をつけるため、引き続き「週休二日の実現」と「建設キャリアアップシステムの普及・推進」に業界の命運をかけて取り組んでいるところでございます。

週休二日の実現につきまして、整備局様におかれましては、全ての工事において「週休2日発注者指定方式」でご発注いただくとともに、閉所困難工事においても交代制モデル工事に取り組んでいただいているところです。日建連といたしましても、2024年度から建設業にも適用される労働時間の上限規制の適用に向けて、様々な場を通じて、民間発注工事を含め、広く理解を求めていく所存ですので、整備局様におかれましても、一層のご協力・ご支援を

お願い申し上げます。

建設キャリアアップシステムにつきましても、日建連では、国土交通省様から示していただいております「2023年度からのあらゆる工事での建設キャリアアップシステム完全実施」に向けて取り組みを進めてまいります。引き続き、建設キャリアアップシステムの普及・推進に向けて一層のご協力をいただきますようお願いいたします。

整備局様には、新型コロナウイルスを契機とした非接触・リモート型の働き方の転換や、生産性向上等に資する、データとデジタル技術を活用したインフラ分野のDXを進めていただいているところですが、建設現場への導入の普及・促進は、作業の効率化や生産性向上に直結するとともに、入職希望者に対して「魅力ある建設現場」をアピールできるものと考えております。

工事施工の円滑化におきましても、4点セットの周知徹底をはじめ、「工事・事業情報共有部会」や「工程調整部会」等の各種部会の開催により、現場での受発注者間のコミュニケーションが十分に図られることが何よりも重要なことと考えておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

本日は、あらかじめ提出させていただきました、幾つかのテーマについて意見を述べさせていただき、忌憚のない意見の交換を通じて、意義のある意見交換会とさせていただきたいと思っております。

はなはだ簡単ではございますが、開催にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願い申し上げます。

■中長期的な公共事業予算の確保について

(日本建設業連合会北陸支部)

昨年12月23日には2023年度の政府予算案が閣議決定されたところですが、公共事業費では、令和3年度から令和7年度までの5年間で、追加的に必要となる事業規模を政府全体で概ね15兆円を目途として、重点的かつ集中的に対策を講ずることとし、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が進められております。

北陸地整管内でも概ね前年度水準で確保されるものと思っておりますが、今年度補正予算額及び23年度当初予算額の確保が一層の社会資本整備に向けたものとなりますよう、また、今年度内に成立し、新年度早々に執行できますよう期待しているところです。

新型コロナウイルス感染症は、今なお収束の見通しが立っておりません。また、ウクライナ情勢の影響などに伴う資源価格の高騰と供給制約も加わり、厳しい経済情勢に直面しているところです。こうした中においても、デジタルトランスフォーメーション(DX)の普及

やカーボンニュートラルの実現など、経済構造や環境対策の世界的な変化に的確に対応して、ポストコロナの時代における経済の好循環を加速・拡大させるためには、社会資本の戦略的な整備が不可欠であります。

私どもの建設業界におきましても、建設事業の着実な遂行に加え、「働き方改革」と「生産性向上」を強力に推進しているところです。

そのため、日建連では、引き続き「週休二日の実現」と「建設キャリアアップシステムの普及・推進」に取り組んでいるところです。

我が国が少子高齢化社会を迎えている中で、特に建設業界の担い手確保に向けては、日建連の「週休二日実現行動計画」を踏まえて、4週8閉所を実現するよう、不転の決意で取り組んでおります。目標の達成までには様々な課題が残されておりますが、2024年度から建設業にも適用される労働時間の上限規制への適合に向けて、北陸地方整備局様におかれましても、引き続き、現場における週休二日の取り組みに一層のご協力・ご支援をお願い申し上げます。

北陸地域経済の活性化と雇用を支える基幹産業として建設業が担う役割は大変大きいところがございます。本格化しております大河津分水路の抜本的な改修、日沿道のミッシングリンクの解消、利賀ダム建設などに続きます、新たな大型プロジェクト等による中長期的な社会資本整備計画の策定を業界としましても期待しているところであります。

防災・減災につきましては、近い将来、南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの発生が想定されておりますが、発災時の日本海側からの支援ルート或いは太平洋側からの代替物流ルートなどの列島横断的な高規格道路によるネットワークの整備・拡充は、迅速な災害支援体制や国民生活に欠かせない安定的な物流の確保を図る観点からも、大変重要と考えております。

これらを踏まえまして、北陸地方整備局様には将来に向けた社会資本整備と地域経済に配慮した基盤整備を着実に推進していただきますよう、引き続き、安定的かつ持続的な公共事業予算の確保をお願いいたします。

ポイントとしては、安定的かつ持続的な公共事業予算の確保、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」予算の確保及び国土強靱化基本計画の継続的・安定的な取り組みの2点をお願いするものです。

(北陸地方整備局)

先ほどの挨拶のとおり、令和4年度第2次補正予算については、北陸地方整備局には約1,372億円が配分されたところです。

また、令和5年度予算については、本省から概算要求の基本方針が示され、「国民の安全・

安心の確保」、「経済社会活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大」、「豊かで活力ある地方創りと分散型国づくり」に重点を置き、「重要政策推進枠」も最大限活用して要求を行うことが示されました。

地域における社会資本の整備とその維持管理、除雪や災害復旧など、コロナ渦においても、国民の安心・安全を確保する重要な役割を果たす建設業の方々が、将来を見据えた経営計画の構築と人材育成に取り組むことが出来るよう、必要な公共事業予算を確保する必要があることは、お互いに一致していると考えております。

北陸地方整備局としても、社会資本の整備とその維持管理、除雪または災害復旧等に必要な予算が確保されるよう、しっかりと取り組んで参ります。

(日本建設業連合会北陸支部)

今程ご回答の中にもあったように5か年加速化対策に続く国土強靱化基本計画の策定と予算化については、当協会としても期待しているところですので、よろしくお願いいたします。

また、昨今の建設資材高騰や担い手確保のための賃上げがあり、事業費が上昇しております。この様な状況の中、事業量を確保するために予算を確保、拡大していただきたいという思いを業界としても持っておりますので、よろしくお願いいたします。



■入札・契約制度について

(日本建設業連合会北陸支部)

今年度の会員会社のアンケート調査の結果について、一例をご紹介します。

段階選抜方式については、一次選抜業者数や選抜条件の改定を行いながら、発注者・受注者の双方の負担軽減を目的として試行いただいております。

会員会社のアンケートでは、7割がその目的を理解しているものの、その中の3割が選抜条件の見直しを要望している結果となっており、令和3年度に引き続き令和4年度においても技術提案の一部を選抜条件に加える入札方式を試行いただいたところです。また、令和4年度には一括審査方式が試行されましたが、アンケートでも8割が今後も推進することを望んでおります。

アンケート調査の結果を踏まえて、以下の項目についてご検討をいただきますようお願いいたします。

(1. 一括審査方式について)

複数工事の発注に際し、1つの参加申請で入札参加が可能であり、発注者・受注者の業務負担が軽減されると思われます。

技術提案の作成業務が軽減される、申請する配置予定技術者が1名になる、複数の会社が受注できる、といった観点から積極的な推進を望みます。

ポイントとしては、

①一括審査方式の適用を継続・拡大をお願いします。

(2. E C I方式について)

E C I方式の導入がはじまり、会員企業も入札に参加する機会が徐々に増えてきています。しかし、企業によって設計技術者の不足や入札方式の経験不足などから、E C I方式の推進を過半数が要望する現状ではありませんが、施工者の持つノウハウが活用できるとの意見も挙がっております。

また、技術提案選定評価内容の詳細な公表等を求める意見も挙がっております。

E C I方式の浸透という観点から以下を望みます。

ポイントとしては、

①E C I方式の選定評価内容の詳細な公表と適用の継続をお願いします。

(3. その他の意見・要望)

土木技術者の育成については、昨年度までの要望を取り入れていただき、会員会社も今後の効果を期待しております。

8地方整備局において北陸地方整備局のみが令和2年度まで実施していた配置予定技術者ヒアリングについては、令和3年度以降の公告資料では「実施する場合がある」とされ、「実施していない」ことから配置予定技術者の負担軽減に繋がっております。

また、技術提案では、オーバースペック抑制の資料が公告時に配布され、評価対象外、不採用の項目が提示され、改定されております。

入札方式が改善されている中で、「提案履行費用の縮減」や「発注時期の平準化」などの意見も出ています。また、今後の新たな入札方式については、会員も強い関心を抱いているところ です。

ポイントとしては、

過度な提案、複数提案の厳格な評価とならないよう、技術提案項目の検討をお願いします。またW T O案件の公告時期の平準化をお願いします。

(北陸地方整備局)

「一括審査方式」については、発注者・受注者双方の業務負担の軽減を図るとともに、スピーディーな予算執行に寄与するものとして取り組んできたところです。

本方式の適用にあたっては、これまで施工能力評価型Ⅰ型以上（技術資料（技術提案及び施工計画を含む。）の提出を求める。）としていましたが、令和5年度からは技術資料の提案が不要なⅡ型においても可能とします。

また申請できる配置予定技術者を1名に限定していましたが、技術資料の申請から契約までの間を長期に渡り技術者を拘束するWTOにおいては、複数名の申請を可能とする試行を継続することとしています。

「ECI方式の選定評価内容」を公表することは、提案内容を公表することにも繋がるため難しいと考えます。なお、ECI方式については今後も継続していく予定です。

「技術提案項目の検討」ですが、WTO政府調達協定等対象工事については、統一的な考え方について本省から示されたところであり、今後も技術提案項目について検討して参ります。

また、全国での議論も踏まえ対応について検討して参ります。

「WTO案件の公告時期の平準化」については、北陸地整ではWTO案件が少ないこと、また北陸特有の気候も考慮し、第4四半期での発注としています。

本案件については、年間の公告日、契約日の分布を具体的に分析したうえで、今後のWTO案件の発注予定を確認しながら、発注の平準化を進め全体として少しでも集中度合いの改善に努めて参ります。

(日本建設業連合会北陸支部)

一括審査方式については、令和3年度に引き続き、令和4年度も試行していただいておりますが、令和5年度も引き続き試行という形になるのかをお教えてください。

(北陸地方整備局)

一括審査方式は今後も継続していくと思いますが、全案件を対象とするかは今後の案件次第になると思っています。

(日本建設業連合会)

ECI方式ですが、評価内容の公表は中々難しいということは理解していますが、ECI方式以外の一般的な案件については、自社の評価内容をもう少し詳細にお教えいただければ有難いと思っています。

(北陸地方整備局)

詳細を開示することは難しいと思いますが、可能な範囲でお示しさせていただきます。

(日本建設業連合会)

WTO 案件の発注時期については、北陸特有の気候も考慮して第4四半期としているが、発注の平準化に努めていくとのご回答いただいたところです。大体の工事は年をまたぐことになることから、平準化を強力に進めていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

■工事施工の円滑化・設計変更について

(日本建設業連合会北陸支部)

工事施工の円滑化4点セット「条件明示の手引き」、「設計図書の照査ガイドライン」、「工事一時中止に係るガイドライン」、「設計変更ガイドライン」および「工事施工の円滑化に関する各種部会」の展開・活用状況とともに、「設計変更の現状」、「適切な工期設定・工期変更」について、昨年度と同様に日建連北陸支部の会員各社へのアンケートを実施し、昨年より13件増の55件の工事から回答がありました。その結果の概要を報告するとともに、この結果を反映した要望事項・見解を取り纏めましたので、ご確認ください。

(工事施工の円滑化について)

- 1) 工事施工の円滑化4項目ともほぼ全ての工事で周知されています。「手引き」および「ガイドライン」の活用状況についても、項目により多少の相違がありますが、概ね9割の工事から『周知あり・活用あり』との回答がありました。
- 2) 「工事施工の円滑化に関する各種部会」は概ね半数以上の工事で開催されており、特に「施工条件確認部会」、「照査結果検討部会」および「工程調整部会」は7割を超える工事で開かれています。なお、「工事・事業情報共有部会」の開催件数は約40%、「設計変更等検討部会」は約50%にとどまっており、それぞれ昨年と同水準でした。

ポイントとしては、

- ①「工事施工の円滑化に関する各種部会」は、施工条件や設計照査、そしてこれらに基づく工程調整について、発注者や設計者との課題の共有、およびその協議の場として活用され、定着してきていることが窺えます。引き続き、各部会の設置趣旨を踏まえつつ、受注者側からの発議も積極的に行って、円滑な工事施工の推進を図るよう日建連としても会員各社に周知していきます。
- ②一部の自由意見では、工事一時中止に関する協議内容について不都合が述べられてい

ます。各種部会では、協議をとおして理解と合意に至るよう、双方の努力も求められるものと考えますので、ご配慮をお願いします。

③また、2020年秋施行の改正建設業法において定められた中央建設業審議会により作成された「工期に関する基準」に基づき、適正な工事発注や施工の円滑化の推進等について、民間事業者への指導強化を引続きお願いします。

(設計変更の現状について)

- 1) 設計変更の前提となる「現地・施工条件の明示」の状況ですが、『十分に条件明示があった』との回答は昨年調査と同様、今年度も約60%台にとどまっています。自由意見では、『設計段階での調査不足』や『調査結果の明示不足』との意見がありました。
- 2) 「設計変更の書面での指示」に関して、『口頭での指示』との回答は0件となりました。併せて、『概算金額の提示』も4割を超える工事で行われています設計変更の書面での指示はほぼ浸透しており、同時に、概算金額の提示にも配慮いただいているものと認識します。なお、『試行工事ではないが概算金額の提示あり』との回答が17件の工事から報告されていますが、7件の「概算金額の提示」試行工事からの回答のうち、1件からは『試行工事であったが概算金額の提示なし』との回答がありました。
- 3) 工事・請負代金の変更協議を『十分に行った』との回答が一昨年、昨年度と約90%の工事では回答されていましたが、本年度調査では約7割に低下しています。受発注者間の変更協議は適切に実施いただいているものと考えていますが、一方で『協議が一方的』や『協議がなく結果の通知のみ』との回答が10%を超えています。
- 4) 「設計図書の訂正・変更」については、『発注者が訂正・変更』との回答割合が昨年度調査よりも10%程度低下し、約4割の工事にとどまっています。一方で、『無償での訂正・変更を指示された』との回答が昨年度の10件から本年度15件に増加しています。この点については、自由意見において、個別に実態が述べられています。
- 5) 「スライド条項の適用」は『適用を要請したが断られた』ケースは0件で、また、昨年と同水準の約50%の工事から『スライド条項の適用があった』との回答がありました。
- 6) 概算発注工事に対して、“資材労務調達をはじめとした各種計画が立てられない”、あるいは“設計図面や数量および関連資料作成のための手間と時間を要している”といった問題点が自由意見として挙げられています。

ポイントとしては、

①「現地・施工条件の明示」については、事前の適切な調査および設計照査に基づき提示いただくよう、引き続きお願いします。

②変更指示書における概算金額提示は、相応に浸透してきていることが判りました。試行工事での運用検討もなされていますが、早い段階での制度化をお願いします。

③「設計図書の訂正・変更」が受注者負担となっているとの回答が複数工事からありました。発注者の所掌範囲と認識しますが、各事務所および監督職員への指導強化をお願いします。

④スライド条項については、適正に対応いただいていると認識していますが、昨今の社会経済情勢の著しい変動をご理解いただき、タイムリーな手続きに配慮をお願いします。

⑤概算数量発注を行う場合の運用として、工事契約後の受注者側手続きの適正化の観点も踏まえ、適切な概算数量設定および条件明示をお願いします。

(適切な工期設定、工期変更について)

1) 標準工程の開示は概ね9割に及ぶ工事では実施されていますが、その内容に対して、

『着工可能時期が正しく設定されていない』、『作業工程算出の根拠に不備』、『施工方法が現場条件等と不整合』等の意見も、半数程度の工事から報告されています。

2) 『工期変更が適切に行われなかった』との回答が4件の工事からありました。約85%の工事からは『工期変更を適切に実施』、『工期変更が不要』、『工期変更協議中』との回答となっています。

3) 工期変更の要因では、『実施設計の遅延』、『隣接工区調整』、『設計工期がそもそも厳しい』や『歩掛が適切でない』あるいは『無理なセット数の機械配置』といった、設計計画段階の配慮で排除できるような意見が相当数挙げられています。このほかに、『冬季積雪による休止期間を考慮していない』との回答も4件ありました。

ポイントとして、

①標準工期の開示、適切な工期変更協議は進んでいるように考えられますが、標準工程の内容については工程算出の根拠の不備、現場条件との不整合があるとの意見も多くあります。特に、設計段階での適切な配慮により回避できる事案もあるように推察します。適切な標準工期設定のため、現場条件や対外協議状況等を、引き続き適正に反映いただくようお願いいたします。また、近年の気候変動、異常気象の傾向は急速に顕在化しています。実工事に際しては雨休率の柔軟な見直しにも配慮をお願いします。

(北陸地方整備局)

「工事一時中止」については、日建連の皆様ともこれまで3回のフォローアップ会議を通じて共に議論してきたところです。今回提示されましたアンケート結果では、例えば発注者側からの回答が遅い、中止に伴う費用計上の考え方に受発注者間で異なるなどが挙げられており、これらはフォローアップ会議において調査した全国の実態でも同じ傾向が確認されているところです。これらの原因は、一時中止を発出する際の受発注者間の合意形成が必ずしも円滑ではない事にあると考えられることから、受注者の発議でも開催することが可能な工程調整部会や設計変更等検討部会を引き続き活用して参りたいと考えます。

(北陸地方整備局)

「民間事業者への指導強化」については、「工期に関する基準」に基づく適正な工事発注をはじめ、建設業における働き方改革等の取組の普及には民間発注者の協力が不可欠であることから、これまで国土交通省では、日本経済団体連合会（経団連）、不動産協会、住宅生産団体連合会などの団体に働きかけを行っており、公共工事設計労務単価を公表した先月2月14日にも適正な工期設定等について要請をしているところですが、今後、北陸地方整備局においても、管内の民間発注者や関連団体に対する働きかけを進めていくことを検討しております。

令和6年4月からの時間外労働の上限規制の適用を見据え、関係機関・団体との会議や講習会等、さまざまな機会を捉えて引き続き規定等の周知を行うことに加えて、民間発注者や関連団体に対する働きかけに取り組んでまいります。

(北陸地方整備局)

「現地・施工条件の明示」については、土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)や土木工事条件明示の手引き(案)の策定、工事発注前の工事設計審査・施工条件検討部会の開催など、手引き等のツールはそろっているものの、実態として十分に内容を理解し実践されていない可能性がありますので、引き続き指導を徹底してまいります。

(北陸地方整備局)

「変更指示書における概算金額提示」については、平成31年3月28日付けの土木工事設計変更ガイドライン(案)において一部変更指示における概算額の明示が追加されています。

さらに、その実効性を高めるため令和2年4月8日に「一部変更指示書における概算金額明示の実施について」を通知しているところです。

未だ概算金額の提示が実施されていない事務所があれば、具体的に教えていただき、完全実施に向け事務所指導を徹底したいと考えております。

「設計図書の訂正・変更」については、「土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)R2.4」にも示すとおり、設計図書の照査の範囲を超えると考えられる、設計図書の照査項目及び内容以外の照査や設計図書の照査を行った結果生じた計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査の実施等は、発注者の責任または費用負担が必要な内容と明記していません。引き続き、当ガイドラインの適用が徹底されるよう、事務所を指導してまいります。

「スライド条項のタイムリーな手続き」ですが、スライド条項の運用については、単品・インフレ・全体ともマニュアルやQ&AなどがHPに公表されているところであり、申請があれば適切に対応して参ります。

「概算数量発注における適切な概算数量設定および条件明示」については、概算数量発注においては、数量提示時期の目安の明示及び遵守を事務所に指導しているところです。引き続き事務所を指導してまいりますので、予定時期を超えても数量が明示されない場合は、受注者の皆様からも工程調整部会や設計変更等検討部会を活用し、明示が遅れる事による影響について、発注者に情報提供いただければと考えます。

(北陸地方整備局)

「適切な工期設定、工期変更」については、北陸地方整備局では、「工期設定支援システムで作成した工事工程表」と「発注者側で記載した条件明示チェックリスト」を入札公告時に開示する取り組みを行っています。

条件明示チェックリストにおいて、影響を受ける工事の有無、関連機関等との協議状況等を特記仕様書への記載と併せ確認可能となっており、さらに用地、安全対策、工事支障物などの課題の有無や解決時期などの施工条件も明示しています。

引き続きこういった取り組みを続けて参りますので、ご不明な点は入札契約手続き間中に設定されている質問受付期間を活用し、発注者へご確認願います。

2月28日に、本省が令和5年度積算基準等について公表しました。この中で「工期設定のさらなる適正化」として、「雨休率算定の際に「休日」と「天候等による作業不能日」が重複しないよう明確化」する、「工期設定で猛暑日を考慮」する事などが示されています。当地整としましても、これに基づき適切に対応して参ります。

(日本建設業連合会北陸支部)

工事施工の円滑化については、片務性のない、協議が出来る場を作っていただけるとの回答をいただき、大変有難いと思っています。ご承知のとおり日建連では、整備局様の工事を担当している現場代理人等と毎年意見交換をさせていただいていますが、工事の最前線で頑張っている現場代理人等と意思疎通を図れる場があるのは、全国の地方整備局の中でも北陸だけだと思います。今後もこういった意見交換の場を継続していただき、受注者の主張もお

届けして、少しずつ改善していければ良いと思っていますので、来年度以降もぜひ継続をお願いいたします。

設計変更の現状については、完全に現地・施工条件の明示をすることは中々難しい面はあると思っています。弊社では朝日温海のトンネル工事を施工していますが、地権者様との話が整わないことから、工事が着工できず一時中止をかけていただき、工期変更について協議をさせていただいているところです。そういったことから、現地の条件をどのように十分に明示して契約できるかということは中々難しいと思っていますところです。契約積算・技術委員長として、北陸地方建設事業推進協議会の工事施工対策部会長も務めさせていただいていますが、その中で条件明示について、各発注機関、新潟県、富山県、石川県を含めて、明示のルールといった一定の形を今年度、来年度で作成する活動もさせていただいており、こういった活動を通して、条件明示が確実になれば良いと思っています。私自身も15年前くらいに直轄工事の現場代理人も務めさせていただきましたが、その頃に概算金額の明示が始まり、請負者にとっては有難いルールとなりました。各発注機関と意見交換会を行う場で、国土交通省様の工事の中では概算金額の明示がかなり進んでいるということの日建連側からお知らせしながら意見交換させていただいています。変更部分の契約までは直ぐには整わないですが、それを打合せ簿の協議や指示書の中で概算金額まで含めて明示していただき、書面を出していただくと協力会社にもエビデンスを持ってお支払いができます。工事を円滑に進めるためには、概算金額を明示した文書をいただくことは、本当に良いルールだと思いますので、引き続きお願いしたいと思います。

適切な工期設定については、標準工程の開示が定着してきたと思っています。これについても、現場条件の変更によって工事が始められなく、工期変更してもらいたいという申し入れをするにもかかわらず、それが受けつけられないという他の発注機関の工事の中にはあります。そういった意味で、こういった適切な工期設定のための取組みを、国土交通省様で先導していただき、自治体にも定着していければ良いと思っていますところです。今後も引き続き整備局様がリーダーシップを取っていただき、各施策が展開されていくことを望んでいるところです。

(北陸地方整備局)

整備局で取り組んでいる業務についてご紹介いただき有難うございます。引き続きより良いものになるよう努めていきたいと思っています。

■適正な工期設定と休日確保について

(日本建設業連合会北陸支部)

(1. 工事情報の明示について)

適正な工期設定、工事施工の円滑化に向け、「工事設計審査・施工条件検討部会」、「施工条件確認部会」、「照査結果検討部会」、「工事・事業情報共有部会」、「工程調整部会」、「設計変更検討部会」等の会議が設定されていますが、今回のアンケート調査結果では開催されている工事の割合は全体的に概ね63%程度となっており、昨年につき、各現場まで十分に浸透しているとはいえない状況でした。発注者・受注者・設計担当コンサルタントの3者による各種会議の開催により、情報の共有、共通認識を持った事業（工事）の運営は必要と考えています。

また、建設業における「働き方改革」、「ワークライフバランスの充実」に向けた（時間外）労働時間の短縮は、「魅力ある職場としての建設業」、「担い手確保」のための喫緊の課題であり、適正な施工計画、4週8閉所を前提とした工事工程の共有を発注者側からも推進をお願いいたします。

4週5閉所以下の工事が全体の約4%（昨年13%、一昨年19%）であり確実に減少しています。閉所できない主な理由としては、「設計変更要素が多かったため」、「条件変更が発生した時点ですぐに工期変更がされないため」、「河川水量と海象の制限を受ける工事であり施工できる日が限定されているため」等の意見があげられています。引き続き、気象条件を見込んだ工期設定や設計変更に伴う適切な工期変更をお願いいたします。

ポイントとしては、

- ①大規模な施工条件・工法変更、設計変更を伴う工事においては、発注者・受注者・設計担当コンサルタントの3者による各種会議の開催。
- ②適正な施工計画、4週8閉所を前提とした工事工程の共有。
- ③発注時の工期設定の根拠となる工事情報の明示。

(2. 適正な工期設定並びに休日確保に向けた取組みについて)

近年、若者が職業を選択するうえで、建設業が他産業に比べて劣る要因の1つに休日の少なさが挙げられており、生産性向上と働き方改革が求められています。また、2024年度から建設業にも適用される労働時間の上限規制への適合が求められている中、工期の適正化の確保が急務となっている状況です。そういった中であっても建設業界においては、週休2日制の確保に向けて解決すべき様々な課題があります。

アンケート調査結果において、作業所閉所日を4週4閉所としている作業所が約4%（昨年10%、一昨年6%）で、4週8閉所の作業所閉所日が達成できている作業所は88%（昨年75%、一昨年56%）となっており大きく改善されています。

休日の確保を含む適正な工期設定は若者の就労定着化に必要不可欠となるものと考えてい

ます。2020年10月1日に改正建設業法が施行され、官民工事を問わず、著しく短い工期による契約締結が禁止されました。また、当該改正に実効性をもたせた「工期に関する基準」が中央建設業審議会により策定されたところです。建設工事における適正な工期設定について、より一層明確になったものと思っていますので、現地監督員への周知徹底をお願いいたします。工事内容の追加等があった場合は、工期の変更について受発注者間の円滑かつ適切に協議が行えるように、引き続き、よろしくご指導をお願いいたします。

ポイントとしては、

- ①改正建設業法等の現地監督員への周知。
- ②工事内容の追加等の場合は、適切な工期変更に関する円滑な協議。

(北陸地方整備局)

「大規模な施工条件・工法変更、設計変更を伴う工事における各種会議の開催」については、北陸地方整備局では、「良くわかる工事円滑化推進会議」を作成・共有し、施工条件確認部会～設計変更等検討部会まで5つの部会について、必要に応じ特記仕様書に記載するよう事務所等に指導しているところです。

部会のうち「照査結果検討部会」においては、必要に応じて受発注者に加えて設計担当者も参加して、設計内容と課題の共有、対応策の検討・決定、3者による情報共有など円滑なコミュニケーション確保に努めています。

これら各部会は、受注者からの発議でも開催可能ですので、受注者の権利として発注者に遠慮する事なく活用をお願いします。

(北陸地方整備局)

「4週8閉所を前提とした工事工程の共有」については、北陸地方整備局では、「工期設定支援システムで作成した工事工程表」と「発注者側で記載した条件明示チェックリスト」を入札公告時に開示する取り組みを行っています。

また、2月28日に、本省が公表した令和5年度積算基準等の改定において、「週休2日を標準とした取組への移行」が規定されています。例えば、「受注者が作成する施工計画書に、法定休日・所定休日を記載するよう共通仕様書を改正する」、「発注者による監督・検査において週休2日の実施状況を確認するよう、共通仕様書、監督基準、検査基準を改正する」といった内容があります。当地整としましても、これに基づき適切に対応して参ります。

「発注時の工期設定の根拠となる工事情報の明示」については、北陸地方整備局では、条件明示チェックシートにおいて、影響を受ける工事の有無、関連機関等との協議状況等を特記仕様書への記載と併せ確認可能となっており、さらに用地、安全対策、工事支障物

などの課題の有無や解決時期などの施工条件も明示しています。ご不明な点は入札契約手続き間中に設定されている質問受付期間を活用し、発注者へご確認願います。

また、「工程調整部会」において、受発注者が、工事工程、クリティカルパスを共有する会議も設定していますので活用いただければと考えます。

(北陸地方整備局)

「適正な工期設定並びに休日確保に向けた取組み」については、改正建設業法だけでなく、労働基準法による、いわゆる「2024年問題」については、これまでも事務所に周知してきたところであり、今後も継続して参ります。

工事内容の追加等が必要になった場合には、工事円滑化推進会議を活用することをこれまでも事務所に周知してきたところであり、今後も継続して参ります。

(日本建設業連合会北陸支部)

各部会の開催が63%という数字となっておりますが、今後はアンケートで必要な場合に開催されているかを調査していきたいと考えています。

休日については、先般専門紙も拝見しましたが、4週8休がかなり進んできて、通期での達成から月単位での達成による休日の質の向上への転換を目指すとされています。また、猛暑日を考慮した工期設定にも取り組まれることとなっておりますが、今後の週休2日の実現に向けての展開を教えていただきたいと思っております。

(北陸地方整備局)

休日については、量から質への転換ということで、専門紙では月毎に4週8休を達成するという記事が掲載されています。現場ではこれまで、例えば、出水期の間には休んだ分を出水期が終わってから一気に工事を行い、全体で4週8休を達成していましたが、月単位の4週8休達成、さらには土日を休みにすることで質を上げるため、様々なアイデアを出しながらやれるところを一つでもクリアしていきたいと思っております。猛暑日についても、不稼働日を考慮して工期設定をするということであり、雨休率といったものと同様に工期が延長される方向で調整されるものと思っております。

(北陸地方整備局)

週休2日の関連は、これまでも補正係数を用いていましたが、先程申し上げたように量から質へということで、月単位で4週8休を実現することで本省も通知を出しています。また、令和5年度の労務費調査にも反映していくこととなります。月単位でしっかり週休2日を実施していくことは間違いないと思っておりますので、工期設定の関連では猛暑日など気候変動の関係で現場環境も変わってきており、そういったところも工期に反映していくということが打ち出されました。現場で働く方々が気持ちよく仕事ができるような環境になっていければ良

いと思っています。

■建設現場の生産性向上について

(日本建設業連合会北陸支部)

生産性向上については、時間外労働規制や担い手確保に向けた長時間労働の是正、賃金改善や社会保険加入など技能者の処遇改善を行うためにも必要な取り組みと考えております。

昨年度と同様に日建連北陸支部会員各社へ「生産性向上等の取り組み」についてアンケートを実施し、55件(昨年42件)の工事から回答がありました。

その結果の概要をご報告するとともに、結果を踏まえた要望事項(☆)を箇条書きにしましたので、ご確認をお願いします。

(1. 各工事で取り組まれている生産性向上対策)

生産性向上対策は、①タブレット端末、②電子小黒板、③工事管理用統合ソフトが多数の工事で活用されており、全体的な傾向として昨年と大きく変化していません。

一方、自由意見に工程短縮、安全性の効果が高く、生産性に大きく寄与するプレキャスト製品に関する記載が複数ありました。また、タブレット端末や遠隔臨場を十分に活用するためには、山間部における通信環境の整備が不可欠です。

ポイントとしては、

①プレキャスト製品の発注段階における導入促進と施工段階における変更協議の円滑化をお願いします。

②発注時の条件明示に通信環境の整備状態、通信事業者との協議状況などを追記し、設計変更の対応のルール化をお願いします。

(2. 工事書類の簡素化・電子提出)

工事書類の簡素化は、受注者・発注者からなるワーキングや取り組みによって推進が図られていますが、昨年度と同様に「進んでいない」との回答が約30%ありました。その要因として、設計図書の照査結果に対する根拠資料や対応策の作成、発注者指示の工事打合せ簿に関する資料の作成などの業務が発生していることと考えられます。

ポイントとしては、

①「工事書類の簡素化リーフレット」の更なる充実と現場の実務に運用徹底されるよう指導強化をお願いします。

建設業界では、令和6年4月からの罰則付き時間外労働規制への対応が喫緊の課題であり、工事書類の簡素化を含めた生産性向上が有効な要素と考えていますので、引き続き、ご指導とご協力をよろしく願いいたします。



(北陸地方整備局)

「プレキャスト製品の発注段階における導入促進と施工段階における変更協議の円滑化」については、当地整では、プレキャスト製品の適用拡大を図るため、全国に先駆け、省人化・省力化や施工への影響、働き方改革への寄与度などの評価指標及び配点案を「北陸地方のプレキャストコンクリート製品活用事例」に収録し、令和3年7月に公表したところです。これは設計段階だけでなく、施工段階であっても、当初から現場条件が変わったことなどから、現場打ちよりプレキャストが適切ではないか検討するためのツールとして活用することが可能です。また、当地整では評価指標及び配点案のさらなる活用促進のため、実際に活用した受注者に対して意見照会を実施しています。お気づきになった改善ポイントなどがあれば是非お知らせ下さい。

「条件明示に通信環境の整備状態，通信事業者との協議状況などを追記し，設計変更の対応をルール化」するということについては、受注者が必要とする「通信環境の整備状態」の情報について、具体的にどのような情報を必要としているのか、当地整では把握していないところです。例えば「当該現場はスマートフォンで動画が閲覧できる環境である」といった情報でよろしいのか、あるいはより技術的な情報が必要なのか、北陸だけでなく全国的な傾向を教えていただければと考えます。

また、遠隔臨場は現在、「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）」に基づき実施しているところです。実施要領における遠隔臨場の対象工事は、通信環境が整っている現場とされており、整っていない現場に通信環境を整備することまでは求めていません。したがって通信環境の整備に係る設計変更については、統一的なルールではなく、個々の実態に応じて対応することになると考えます。

(北陸地方整備局)

「工事書類の簡素化・電子提出」については、令和6年4月からの罰則付き時間外労働規制への対応として、工事書類の簡素化は極めて重要な課題であると認識しています。当地整でも今後、さらなる簡素化に向けた検討を始め、「工事書類の簡素化リーフレット」も

更新したいと考えています。検討にあたっては、どのような工事書類を削減すべきか、皆様からも具体的な意見を伺いながら進めたいと考えていますので、ご協力をお願いいたします。

(日本建設業連合会北陸支部)

プレキャスト製品につきましては、ぜひ発注者と受注者との協議を密にして、進めていただければと思います。工期短縮、残業時間の削減に直結すると思いますので、よろしく願いいたします。

通信環境の件については、全国的な傾向を日建連のほうでも調査、把握をしていきたいと思えます。環境が整うことによって国土交通省様の監督担当者が事務所にいながら現場の状況を動画で確認されて検査をしていただき、その移動時間が削減できれば労働時間の削減にも直結すると思っています。通信環境が整っていない現場であっても環境を整えることによって、お互いの労働時間削減につながるということであれば、遠隔臨場を進めていただければ有難いと考えています。

工事書類の簡素化についても、2024年からの時間外労働規制に直結してきますので、こちらについても今程ご回答いただきましたことを有難く思っています。受発注者間での協議を密にして進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

■建設キャリアアップシステムの活用状況について

(日本建設業連合会北陸支部)

昨年度に引き続き、建設キャリアアップシステムの導入・活用状況についてのアンケート調査を実施しました。結果の概要、および同システムの普及展開状況は次のとおりとなっています。

- 1) 『カードリーダー未設置』工事が全体の1/4程度で、『カードリーダーを設置するも就業登録ゼロ』を加えると全体の1/3となり、昨年度調査と同程度の水準にとどまっています。
- 2) 元請事業者としての登録は昨年度と同様に約90%の工事で実施されていますが、現場・契約状況、施工体制まで登録している工事は全体の64%（昨年度約60%）で、システムの展開が進捗したとは言い難い状況です。
- 3) 事業者ID登録状況は、1次協力会社で61%（昨年度51%）、2次協力会社において41%（昨年度43%）、そして3次協力会社では30%（昨年度17%）となっています。

4) 技能者 I D の登録状況については、1 次協力会社で 61% (昨年度 48%)、2 次協力会社において 41% (昨年度 49%)、そして 3 次協力会社では 30% (昨年度 17%) でした。

5) そして、技能者 I D 登録者のカードタッチ状況は次のとおりです。

・『カードタッチ率 70%以上』と回答のあった工事は全体の 4 割弱で、昨年より多少増加しています。

・約 1/4 の工事ではカードリーダー（顔認証含む）自体が設置されておらず、『リーダーは設置されているがカードタッチを行う作業員がほとんどいない』工事を含めると、全体の約 30% の工事で活用が進んでいません。

本年度の調査では、キャリアアップシステムの進展が停滞している状況と認められます。日建連では、「担い手確保と育成」や「建設技能者の処遇改善」といった観点から、システムの普及・推進に鋭意取り組んでいるところですが、一層の普及・推進のため、次の方策を提案しますので、ご検討、ご協力をお願いします。

ポイントとしては、

- ①キャリアアップシステム導入モデル工事の拡大をお願いします。
- ②国交省発注工事での導入義務化の時期の明確化と周知をお願いします。
- ③キャリアアップシステム導入メリットの明確化と一層の広報をお願いします。
- ④受発注者双方での説明会開催の推進、説明会（録画）の展開をお願いします。

（北陸地方整備局）

「CCUS 義務化モデル工事」については、北陸地方整備局では、本官発注の一般土木工事のうち、WTO 対象工事は原則全ての工事を CCUS 義務化モデル工事で実施するものとしています。また、本官発注の一般土木工事のうち、WTO 対象工事以外及び分任官発注工事については、建設業界の要望や理解の状況を十分踏まえた上で実施することができるものとしています。今後も引き続き、建設業界の要望を確認しながら取り組んで参ります。

「説明会」につきましては、来年度の第一四半期を目途に、一般土木 C の現場をフィールドとした受発注者が参加する説明会を開催したいと考えており、現在工事受注者をはじめ関係者と調整中です。皆様が契約された工事現場でも、ぜひ説明会の開催対象として手を上げていただければと思います。

（北陸地方整備局）

「メリットの明確化と一層の広報」については、別添配布資料（P 2）は、国土交通省における CCUS による技能者の処遇改善に向けた行程を 3 段階で示したものです。

ステップ1の「システムへの登録促進」では、サポート体制の整備や機器設置に対する助成等の取組みを行っており、事業者及び技能者の登録や利用は着実に増加しています。

ステップ2の「現場での利用の促進」では、経営審査事項における加点評価や公共工事における企業評価、社会保険加入の確認や施工体制台帳等へのデータ反映など現場管理の効率化に向けた取組みを行っております。

また、最近の取組みとして、経営審査事項におけるカードリーダーの設置等を講じた場合の新たな加点措置が本年1月から施行されたほか、安価なカードリーダーでも利用可能となるよう就業履歴登録アプリの改修等を行っているところです。(別添配布資料P 4~8)

ステップ3の「技能者への処遇等への反映」では、公共発注者における週休2日工事での活用や建退共制度とのデータ連携、技能者のCCUSレベルに応じた手当を支給の普及や労務費調査と連携し、技能者の能力評価が労務費に反映される方策についての検討等の取組みを行っております。(別添配布資料P 4、9~11)

北陸地方整備局では、CCUSの活用促進を図るため、管内の県、政令市、地元業界団体等を対象としたCCUS北陸ブロック連絡会議(第2回)を本年1月に開催し、国土交通省における最新の取組みについて説明したほか、CCUS未導入の団体に対して普及促進へ向けた前向きな検討をお願いしたところです。

「説明会開催の推進、説明会(録画)の展開」については、北陸地方整備局では、昨年12月の法令遵守講習会においてCCUSに関する講義を行ったほか、管内の業界団体が主催する講習会等において、団体からの要請に応じて会員等に対する講義も行っています。

国土交通本省では、CCUSに関するあらゆる情報を集約した「建設キャリアアップシステム国土交通省ポータルサイト」を開設し、制度の概要やメリットの紹介のほか、現在取り組んでいる様々な情報を掲載しております。(別添配布資料P 12)

(一社)建設業振興基金のHPでは、YouTubeを活用した「CCUSチャンネル」を開設し、CCUSの概要等を簡潔に把握することが可能となっているほか、Zoomを活用した無料のWeb説明会「CCUSサテライト説明会」を毎月複数回実施しております。説明会は、同HPから申込みが可能で、説明終了後には、質疑応答の時間も設けて参加者からの様々な質問や相談等に対応しておりますので、必要に応じてご活用下さい。(別添配布資料P 13)

CCUSは、元請事業者や下請事業者への普及が進み、技能労働者が就業履歴を蓄積することでメリットを享受できるようになることから、北陸地方整備局としましても、事業者及び技能者のメリットがしっかりと理解されるよう、引き続き、関係会議や説明会等様々な機会を捉えて周知に努めてまいります。

(日本建設業連合会北陸支部)

アンケート結果では、昨年よりも数字的に進捗していないということになってはいますが、

ご回答いただいたとおり、様々な取り組みがされているところです。アンケートの自由意見では、「手間かかる部分がある」、「2次、3次業者の理解が進んでいない」という声も出ています。全体ではいただいた資料のとおり、各県の業界の事情もあり、都道府県においても温度差がありますが、その状況分析が進んできたのも取り組みが進んできからだと思っています。

例えば、2次、3次の業者の理解が低いということについては、1次業者に任せるだけではなく、元請が一步踏み込んでこの制度の理解度を高めるための取り組みも続けてきていますし、それを継続することが着実な前進につながると思います。建設業の将来のために発注者の国土交通省様と日建連が官民一体で取り組まなければ進んでいかないと思っていますので、引き続きご指導、ご支援をよろしくお願ひしたいと思っています。

■総括

(北陸地方整備局：池田企画部長)

活発なご意見等をいただき、有難うございました。

時間が超過しましたが、活発な意見交換で中身が豊富だったということかと思ひます。皆様方との意見交換の中では、やはり働き方改革と仕事をやりやすくしていくということに尽きると思ひます。整備局としても当初予算も含めて沢山予算を確保できてうれしいことではあります、一方で職員が減っており、特に30代から40代までの一番核になる職員が少ないという状況があります。このような状況があり、設計変更が中々うまくいかない、当初設計の条件明示が十分ではないといった問題を引き起こしているのではないかと感じているところであり、それに対してDXや様々な取組みをしているところです。書類の簡素化などの課題を一つずつ対応しているところですが、対応が遅い、あるいはまだ不十分だというご指摘も頂いているものとお聞きしていました。常に業界の皆様や我々も含めて、これから建設業界に入る方々が、楽しくない仕事はできる限りやらなくても済むよう改善したいという思いは同じだと思ひますので、ぜひ具体的にここを改善してもらいたい、ここをもう少し楽にできるようにしてもらいたいなど、皆様からもご提案いただきたいと思ひます。また、こういった意見交換の場だけではなく、整備局にお立ち寄りの際にお話しいただきたいと思ひます。そういう常日頃のコミュニケーションによって、改善を促進していきたいと思ひますので、引き続きよろしくお願ひします。

(日本建設業連合会：岡田支部長)

本日はご多忙の中、貴重な意見交換の機会を頂きまして、感謝申し上げます。短い時間ではございましたが、時間外労働規制の適用に向けた取組みに関することや民間発注者への適切な工期設定の要請に関する、生産性向上への取組みに関する、令和5年度か

ら整備局様が取り組まれる新たな施策等について、いろいろとご説明いただき有難うございました。また、企画部長様からデジタル・トランスフォーメーション躍進の年というお言葉もありました。これらの施策を進めていただくことは、2024年問題や担い手確保が喫緊の課題である建設業界にとりまして、非常に有難いと感じているところです。こういった意思疎通を図る場をこれからも継続して持たせていただくことが大事だと考えておりますので、今後ともよろしく願い申し上げます。

以 上